

令和2年第3回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（第2日目）

- 1 日 時 令和2年9月16日（水） 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第 3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助創設を求める請願
請願第 4号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出を求める請願
議第116号 村上市保育園等施設整備計画審議会条例の一部を改正する条例制定について
議第117号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第118号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第119号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第122号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第129号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第130号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第131号 令和元年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（7名）

1番	鈴木好彦君	2番	上村正朗君
3番	富樫雅男君	4番	稲葉久美子君
5番	鈴木いせ子君	6番	鈴木一之君
7番	長谷川孝君		
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
高田 晃君
- 7 傍聴議員
菅井晋一君 小杉武仁君 渡辺昌君
木村貞雄君 大滝国吉君
- 8 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 9 オブザーバーとして出席した者
なし
- 10 説明のため出席した者

副 市 長	忠 聡君
税 務 課 長	長谷部 俊一君
同課収納対策室長	鈴木 涉君（課長補佐）
保健医療課長	信田和子君
同課国保室係長	本間 かおり君
同課健康支援室長	志田 淳一君（課長補佐）

介護高齢課長	小田正浩君
同課高齢者支援室長	山田美和子君（課長補佐）
同課高齢者支援室副参事	渋谷直人君
同課地域包括支援センター長	田中加代子君
同課介護保険室長	高橋洋一君（課長補佐）
同課介護保険室副参事	近藤知子君
福祉課長	木村静子君
こども課長	中村豊昭君
同課子育て政策係課長補佐	高橋朗君
同課子育て支援室長	平山祐子君（課長補佐）
同課子育て支援室副参事	小林毅君

11 議会事務局職員

局長	小林政一
書記	菅井洋子

（午前 9時59分）

委員長（長谷川 孝君）開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、請願第3号、請願第4号についてそれぞれ請願者の意見を聞くこととしたので、請願の審査後に協議会を開催してこれを審査し、委員会再開後、審査日程のとおりに付託議案の審査をすることに異議なく、また議会申合せにより請願者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長（長谷川 孝君） 請願者（全日本年金者組合村上・岩船支部 支部長 小林善明氏、副支部長 田中克幸氏）を入室させる。

日程第1 請願第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助創設を求める請願を議題として、紹介議員（高田 晃君）から補足説明を受けた後、請願者（全日本年金者組合村上・岩船支部 支部長 小林善明氏、副支部長 田中克幸氏）から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

（補足説明）

高田 晃 9月2日の定例会本会議の折に補足説明させていただいたので、この場では特にない。

委員長（長谷川 孝君）暫時休憩を宣する。

（午前10時03分）

委員長（長谷川 孝君）再開を宣する。

（午前10時18分）

（審査）

長谷川委員長 これから審査に入る。ご意見のある方は発言をお願いします。

上村 正朗

請願に賛成する立場でちょっと意見を言わせていただきたいと思う。うちの母が去年の7月に93歳でがんで亡くなったのだけれども、5年ぐらい前からアルツハイマーの認知症を患って、最後の5年間は非常にコミュニケーションができなくて大変だった。アルツハイマー認知症は5年ぐらい前の発症だが、その5年ぐらい前からやっぱり難聴、耳が非常に聞こえが悪くなって、周りの人からは耳が聞こえなくなると認知症になるのだ、認知症のリスクが非常に高まるのだということを言われ続けて、集音器とか補聴器とか、そういうのも多少使わせてやったけれども、それでもなかなか難聴も収まらず、認知症になって、非常にかわいそうな最期であった。加齢性難聴で補聴器が必要で、しかも高額で、所得が低くてそれが購入できない。本人も非常に大変だと思うけれども、やっぱり周りで見ているご家族も非常に大変というか、そういう思いでご本人を見守っているのではないかなと思う。所得制限とかいろいろあるみたいだけれども、1人1回に限って現物、補聴器を支給するような制度も東京の江戸川区ではやっているようだけれども、この請願ではそこまで言っているわけではなくて、国に障害者総合支援法とか国民健康保険法とか、そういうものに準じて補助制度をつくってくれと。それは、厚生労働省のほうでそのときの財政の状況だとかいろいろなのを見ながら、所得制限が入るのか、支給の上限が入るのか分かりませんが、今の国の財政状況を踏まえながら、まずできるところからぜひ始めていっていただきたいというのが難聴と、それから認知症の親をみとった、議員というよりも一人の人間として、ぜひこの請願は通していただきたいと思う次第である。以上だ。

稲葉久美子

賛成の立場で発言なのだが、私も実はやっぱりこの年齢になってくると実感している。それも眼鏡屋さんに行ったときに、時間があつたらどうかということで聴力を調べてくれたのだけれども、やはり加齢による難聴というのは高い声から聞こえなくなってくるというのが特徴なのだそう。それで、少し弱まってきているねというふうにそのときに眼鏡屋さんで言われたのだけれども、それが3年前になるのだ。それから少しずつだけれども、自分で分かるようにやっぱり遠くなってきているのだ。特に仕事しながら横から話しかけられるとほとんど分からないくらい、高い声だと、そんな状態にもなってくるし、意識的に聞き取ろうというふうにしないと、それが極端に進んでいく。さっきから言われているように、1人で籠もってしまうということになると本当に人と付き合いがなくなるわけだけれども、そういうのがなくなってくるとやっぱり聞き取ろうという気持ちにもならないし、脳も働かないという状況になってくるので、それを助ける意味でもお医者さんに行って、補聴器紹介しようかというような医師の発言あるのだ。それにすんなりと乗っていかれるように、そういう制度があつたらというふうに思うし、私はそういう立場で賛成したいと思う。

鈴木 好彦

私も請願者のお話を聞くまでは、実はちょっと疑問を持っていた。特に私が調べた2万円から6万円という補聴器に対して、この記述にある15万円から30万円というのは、これはちょっと高額では、何か眉唾ではないかというようなところまで私は思っていた。非常にこのことについては懐疑的であつたのだけれども、先ほどいろいろお聞きした中で、皆さんから訴えられている人数もきっちり把握されていたし、私が認識していた集音器と補聴器の違い、これをはっきり説明していただいて、健康年齢の増進という国の大きな流れから見て、ぜひともいつまでも健康でいてほしいという気持ちに変わったので、私賛成という立場を取っていく。以上だ。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第3号は、起立全員にて採択すべきものと決定した。

事務 局長 それでは、事務局のほうでは意見書の提出の案を用意しているので、その文面については村上市議会のルールに従って若干直すところは直ささせていただきたいと思う。今後閉会後にまた皆様ご署名のほうよろしくお願いいたします。以上だ。

委員長（長谷川 孝君） 請願者（全日本年金者組合村上・岩船支部 支部長 小林善明氏、副支部長 田中克幸氏）を入室させる。

日程第2 請願第4号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出を求める請願を議題として、紹介議員（高田 晃君）から補足説明を受けた後、請願者（全日本年金者組合村上・岩船支部 支部長 小林善明氏、副支部長 田中克幸氏）から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

（補足説明）

高田 晃 9月2日の定例会本会議において、本件について補足説明させていただいたので、この場では特にない。

委員長（長谷川 孝君） 暫時休憩を宣する。

（午前10時27分）

委員長（長谷川 孝君） 再開を宣する。

（午前10時33分）

（審 査）

長谷川委員長 これから審査に入る。ご意見のある方は発言をお願いいたします。

鈴木 好彦 賛成の立場からちょっとお聞きいただきたいのだが、高齢者になると収入というのはそれ以上増えていくという状況ってなかなかないと思う。若い人であればもう少し多くの収入を求めて行動することはできるかもしれないけれども、高齢者にはその選択がなかなかない。さらには、この間消費税が2%上がっている、完全な2%ではないにしても。我々もそういう痛みを負っていると。であれば、高齢者においてはこれを下げてくれとかという話ではなく、現状を維持してくれということだ。非常に奥ゆかしい要求であると思うので、私はそういう意味から賛成したいと思っている。

上村 正朗 では、ほかにいないようなので、ちょっと。請願書の説明の中でもあったとおり、後期高齢者の全国後期高齢者医療広域連合協議会というところの平成30年の要望書の中に、後期高齢者の窓口負担を1割から2割に引き上げることを国が検討していることについて、高齢者が必要な医療を受ける機会を確保できるよう現状維持に努めることということで、新潟県の30市町村の広域連合ができていくわけだし、それが47集まってこの協議会をつくっているわけなので、その広域連合が現状維持に努めることという要望事項を政府に出しているわけだから、やはり市民の生活を守

るという立場は同じだと思うので、同じ立場で請願に賛成すべきだというふうに考
えるところだ。以上だ。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第4号は、
全員起立にて採択すべきものと決定した。

事務 局長 それでは、先ほどの請願と同じく提出する意見書については村上市議会のルールで
もって文面若干直すところは修正させていただいて、皆様からのご署名をお願いいた
す。以上だ。

委員長（長谷川 孝君）休憩を宣する。
（午前10時36分）

委員長（長谷川 孝君）再開を宣する。
（午前10時44分）

日程第3 議第116号 村上市保育園等施設整備計画審議会条例の一部を改正する条例制定につ
いてを担当課長（こども課長 中村豊昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

こども課長 それでは、議第116号 村上市保育園等施設整備計画審議会条例の一部を改正する条
例の制定についてご説明申し上げます。本案は、村上市保育園等施設整備計画の策定
対象施設に病児保育施設及び施設整備計画の策定に必要があると認められる施設を
追加しようとするものである。現在の第2次村上市保育園等施設整備計画は、令和
3年度までの計画であり、第3次村上市保育園等施設整備計画を策定するため、今
年度と来年度の2年度にかけて審議会を開催の上、ご審議いただくよう進めており、
今年度は2回開催している。ご承知のように病児保育施設については、あらかじめ病
児保育センターが運営されているし、むらかみ病児保育センターについても12月の
開設に向け、準備を進めているところであるので、審議会においても現在の条例に
規定されていない病児保育施設について、その在り方などを3次計画でご審議して
いただくため、また現在具体的に規定されていない施設についても、多様化する子
育て環境に対応するため、今後ご審議いただく必要性が十分考えられることから、
このたび条例に病児保育施設と施設整備計画の策定に必要があると認められる施設
を追加させていただきたいというものである。なお、資料の7Pに新旧対照表が記
載されているので、併せてご参照くださるようお願いいたします。説明は以上である。

（質 疑）

鈴木 好彦 私市民厚生初めてなものだから、本当に初歩的なことをお伺いする。今度第3次
の整備計画をする審議会の概要について、もしお知らせいただければお聞きしたいの
だが。

こども課長 村上市には保育園等施設整備計画というものが実際あって、今現在第2次の計画が、
このようなものがあるのだけれども、これを策定するに当たって、審議会の皆様に
内容、方向性、具体的に細かいところまでというわけではないのだけれども、方向
性はどうかあるべきか、そういったことをご審議させていただいて、この施設整備計画

に反映させていくというようなことをしている。それで、この計画が先ほど申し上げたように令和3年度までの今第2次計画になっているので、令和4年度以降の第3次計画に向けて現在策定を進めているのだが、審議会の皆様にその3次の、令和4年度からの保育園とか学童保育所とか児童館とか、そういった子育て施設があるわけけれども、その内容、方向性、在り方についてご協議していただいたり、ご意見をいただいたりしているのが審議会である。その中に病児保育施設が規定されていなかったものだから、このたび病児保育施設、それから今後も刻々と情勢が変わって、法改正等によってまた現在規定されていないような施設のことについてもお考えいただかねばならないようなこともあろうかと思って、その他の施設ということでこのたび追加をお願いすると、そういったことである。

鈴木 好彦

ありがとうございます。構成員、構成の概要についてもちょっとお聞かせいただけるか。

こども課長

全部で15人いる。それで、学識経験者の方とか、それから保育園の代表者、関係行政機関の職員ということで県の方とか、それから関係団体に属する方ということ、あるいは区長会の方とか、そういった方々が構成員になっている。

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第116号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4

議第117号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを担当課長（こども課長 中村豊昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

こども課長

それでは、議第117号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、その基となる基準として家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準という厚生労働省令があるが、このたびその省令の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保の基準を緩和したほか、居宅訪問型保育事業所が提供する保育に保護者の疾患や障がい等により家庭において養育を受けることが困難な乳幼児に対する保育を追加するなど、所要の改正を行うものである。なお、資料の8Pから10Pに新旧対照表が記載されているので、併せてご参照くださるようお願いいたします。説明は以上である。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第117号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5

議第118号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを担当課長（こども課長 中村豊昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

こども課長

それでは、議第118号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、その基となる基準として特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準という内閣府令があるが、このたびその府令の一部を改正する府令の施行に伴い、家庭的保育事業者等による連携施設の確保の基準を緩和するほか、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とするなど所要の改正を行うものである。なお、資料の11P、12Pに新旧対照表が記載されているので、併せてご参照くださるようお願いいたします。説明は以上である。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第118号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6

議第119号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを担当課長(こども課長 中村豊昭君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

こども課長

それでは、議第119号 公の施設に係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。現在保育園の指定管理は、あらかわ保育園の1園であるが、このたび令和3年4月から向ヶ丘保育園及びみのり保育園についても指定管理としたいため、指定管理者を公募により指定しようとするものである。指定管理期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間である。なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等については、指定管理者の指定に係る資料をお示しいたしたので、併せてご参照をお願いいたします。説明は以上である。

(質疑)

上村 正朗

大変ご苦労さまです。指定管理の指定に係る資料というのは、ここにあるのが全てか。これだね。いいね。それで、いろいろ質疑しようと思っているのだけれども、1つは、ちょっとこれだと、何かこの資料だと審議はできないなという気がする。というのは、指定管理者選定委員会での選定理由が、市長さんは颯和会の指定管理ということでこれ決定していると思うのだけれども、決定する審議というか、決定する際の判断する材料としては、村上市が求めている基準をまずクリアしているかどうか、それとこの場合は複数出ているわけだね。そうすると、他法人と比べたときにどうなのかというその情報がないと我々が審議することができないと思うのだ。市長さんが例えば執行部のほうで颯和会選定した場合には、選定委員会の当然結果をちゃんと起案につけて、こうなった、これを踏まえてこういうことになったという、それで決裁すると思うのだ。そこがないと、結局二元代表制だから、我々が市の、基本的に市の判断間違っているとは言わないけれども、妥当なのかどうな

のかという、それを判断する資料がここにはないと思うのだけれども、その辺はいかがだろうか。この選定したところはどうだった、こうだったとは言えるけれども、選定されなかったところはどういう状況だったとかというのが全くこれでは読み取れないわけだよね。そうすると、二元代表制、緊張感持って審議する材料がないのかなという気はするのだけれども・・・

長谷川委員長 上村委員にちょっとお聞きするけれども、それは例えば総合的な評価の点数とか、全部で何社が公募したか分からないけれども、そういう点数とかの表みたいなのも欲しいとかという意味なのか。

上村 正朗 選定基準が1から5まで書いてある。それをさらに細分化した審査基準項目により評価を行ったと。そこで主要な理由は以下のとおりだとして書いてあるけれども、基準が5つあるのに3つしか述べていないわけだ。では、施設管理経費の縮減というのは主な理由にはならないのかという話になると思うので、この資料をもって市長に決裁上げたら怒られるだろう。

こども課長 選考委員会については、総務課のほうが所管しているので、答えられる範囲までしかないのだが、選考委員会では得点、ポイントとかつけてやっているし、決裁を受ける上ではそれを全て資料としてつけて決裁を受けているかと思うが、結局今上村委員のおっしゃった内容、要はどの事業者がよいかというようなことを選考委員会が判断して、それについてこういう判断の結果がこうだったということを決裁で上げるわけ。それに基づいて指定管理者がこうこう、この事業者でお願いするという今回の議案になっている。なので、その前段の部分については、会議自体が非公開なので、資料の添付についても私のほうでできるとかという話にはならないのだけれども、性質がそういう会議であるので、このような提案の形になっているのではないかと考えている。

上村 正朗 であれば、審議できないということだよ。なので、資料そのものを出さなくても今言った大まかなところでもいいけれども、5つの選定基準でそれは比べたということであればその部分だけでも、この基準については颯和会はこれ、A法人はこれ、これ、これという資料がついていれば、ああ、そうだなって、すっと通る話だと思うけれども、その基準が、そこは市がちゃんとそれを判断して選定したのだという、それを信用してくれという話になれば二元代表制の審議ということにならないのではないかと私は思うけれども。選定委員会の資料そのもの、それは出せないのであればそれはいいと思うけれども、少なくとも5つの選定基準に沿って判断したというのであれば、その基準で選定されたところはどうだったのか、選定されなかったところはどうだったのかは、少なくとも客観的に判断できるような形にしないと議会は審議できないのではないかと。

長谷川委員長 理事者側と答弁すれ違いがあるので、一応暫時休憩して審査の在り方等をちょっともう一度今検討させていただきたいと思う。よろしく願います。

委員長（長谷川 孝君） 暫時休憩を宣する。

（午前11時06分）

委員長（長谷川 孝君） 再開を宣する。

（午前11時12分）

長谷川委員長 ちょっと今総務課のほうに、今までの経緯についてのこととちょっとお呼びしたいというふうに思っているんで、11時25分まで休憩いたす。

委員長（長谷川 孝君） 暫時休憩を宣する。
（午前11時12分）

委員長（長谷川 孝君） 再開を宣する。
（午前11時28分）

長谷川委員長 説明の追加を、副市長。

副市長 それでは、まず私のほうから指定管理についてであるけれども、地方自治法に基づいて進めている。今回は第三者委員会、いわゆる選考委員会の意見をお聞きをして、市長がそれをふさわしいと認めて、この議会に提案申し上げるという、そういう考え方に基づいて進めさせていただいているということである。先ほど委員からご質問のあった、ではどんな項目について審査をしたのだということについては、お示しの資料であるけれども、これについては担当課長から説明を申し上げさせていただくけれども、そういう過程を経てご審議いただいているというものであるんで、ご理解をいただきたいというふうに思う。以上だ。

こども課長 それでは、お手元に配付された資料であるけれども、まず大きいほうのA3のほうのものが選考委員の方々が採点をするときの基準表であって、大きな項目としては市民の平等な利用の確保、1から5まであるが、それぞれその中にまた何項目か設定されている。それぞれの各項目で委員の方々が採点するわけけれども、その細かい採点の内容までちょっと出せないということで総務課のほうで話をしていたが、答申そのものについてはホームページでも公開しているけれども、答申のほうに採点の合計点を出している。それで、得点の高かった颯和会、こちらをこのたび指定管理者に提案させていただいているということである。よろしく願いいたす。

長谷川委員長 ホームページに採点結果というのは載っているわけだよね。

こども課長 はい、載っている。

長谷川委員長 前は、これも指定管理の資料のところに掲載してもらったように記憶しているのだが、やっぱり載せてもらったほうが敏速に審査できるのではないかと思うので、これからよろしく願います。

副市長 今ほど委員長からのご指摘であるけれども、出せる資料については今後ともそれを十分に用意しながらご判断いただけるように準備をしたいというふうに思う。

上村 正朗 やっと質疑だ。その前に、ホームページに載っているからそれを見ろという答弁か、今は、課長。

こども課長 いえ、それを見ろということではなく、ホームページに載っていたので、このたび資料としてお出しさせていただくということである。

上村 正朗 ホームページに載っていたから、出すというのはよく分からないけれども、申し訳ないけれども、ちょっと緊張感を持ってやってほしいと思うけれども。質問は、4Pの申請指定管理料のところの、またこの積算の内訳で、前回ちょっとよく理解できなかったところで申し訳ない。もう一度、指定管理期間における申請指定管理料、積算だから、これは協定の額とは違うのだったっけ。あくまでも予算上の積算額ということだったのだろうか。

- こども課長 これは、まだ協定を結んでいないので、あくまでその前段になる積算した金額ということである。
- 上村 正朗 またあれなのだけれども、人件費とか公定価格というのは一旦協定を結んだとしても、協定はもちろんこれからだけれども、協定結んだとしても年度ごとに公定価格とか人件費とかというのは変わり得るのだったっけ、それとも一旦決めてしまうとずっと5年間いくのだったっけ。
- こども課長 基本的には5年間そのままになる・・・すまない、ちょっとお待ちください。
- 子育て支援室長 公定価格については、毎年度国で示す基準が変わってくるので、それに合わせて年度末に精算をするという形を取らせていただきたいと思います。
- 上村 正朗 分かった。人件費についてはいかがか。
- こども課長 人件費については、協定の額そのまま5年間いくことになっている。
- 上村 正朗 そうすると、5年間保育士さんは給料が上がらない中で、自助努力すれば上がるのだろうけれども、指定管理的にはベースアップはなくても昇給みたいなのがあるかもしれないので、それについては見ない、5年間はずっと据置きだという基本的な考え方だというふうに考えてよろしいか。
- 子育て支援室長 公定価格の中に国基準で定めている保育士の配置基準というものがある。その国基準に定められた配置基準による保育士の分についての人件費は、この公定価格の中で見ているので、公定価格が上がることによってその人件費も上がるという仕組みになっている。
- 上村 正朗 了解いたしました。

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第119号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第122号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）を担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 おはようございます。それでは、議第122号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,420万円を追加し、予算の規模を78億3,850万円にしようとするものである。7、8Pを御覧ください。歳入では、1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料59万円であるが、低所得者保険料軽減負担金追加繰入れによる財源更正で11万円減額と、不足が見込まれる介護保険料過誤納還付金のうち特別徴収分70万円の追加となる。2節の現年度分普通徴収保険料2万6,000円であるが、不足が見込まれる介護保険料過誤納還付金のうち普通徴収分の追加となる。4款の国庫支出金、2項3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の4万3,000円であるが、令和元年度の地域支援事業費の精算により国から追加交付を受けるものである。5款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金584万3,000円であるが、令和元年度に交付を受けた40歳から64歳までの医療保険加入者の介護保険料について、介護保険給付費の確定に伴い、追加交付を受けるものである。8款の繰入金、1項4目事務費等繰入金6万円の減額であるが、予備費等の調整のために減額を行うものである。5目の低所得者保険料軽減繰入金11万円であるが、低所得者保険料軽減繰入金の現年度分4万3,000円と過年度

分6万7,000円を追加するものである。9款の繰越金1億7,764万8,000円だが、前年度繰越金である。次に、歳出のほうだが、9、10Pを御覧ください。2款の保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費の財源更正は、特定財源である低所得者保険料軽減繰入金を追加し、一般財源である保険料を減額するもので、予算額に変更はない。4項の高額介護サービス等費であるが、要支援認定者数の増加に伴い、高額介護サービス費2万円を高額介護予防サービス費へ予算の組替えを行うものである。4款の基金積立金、1項1目介護保険給付等準備基金積立金1億2,315万1,000円であるが、令和元年度の介護給付費等の精算により、介護保険給付費等準備基金へ積立てする保険料である。6款の諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金過誤納還付金72万6,000円だが、所得更正等による還付の増加、新型コロナウイルス対策での保険料減免による還付の発生により追加をお願いするものである。3目の償還金4,250万7,000円だが、令和元年度の介護給付費等の精算により国及び県へ返還するものである。内訳としては、国庫支出金が2,355万円、県支出金が1,896万9,000円、支払基金の交付金で1万2,000円の減額である。2項1目他会計繰出金1,788万円だが、令和元年度の介護給付費等の精算により一般会計へ繰り出すものである。次に、7款の予備費の6万4,000円の減額は、予算調整のために減額いたした。説明は以上である。よろしく願います。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第122号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第129号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第129号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、よろしく願います。本特別会計における令和元年度の決算状況であるが、決算書の243、244Pを御覧いただく。歳入総額61億8,670万1,659円、次のページをおめくりいただき、歳出総額は60億724万9,792円で、差引き残額は1億7,945万1,867円となっている。前年度と比較すると、歳入は3億9,370万4,059円、マイナス6.0%、歳出では3億1,990万919円、マイナス5.1%とそれぞれ減少となった。次に、減少した歳入の主なものであるが、247P、248Pを御覧願う。初めに、1款国民健康保険税、収入済額10億3,646万771円は、保険者数の減少などから前年度より6,780万5,406円、マイナス6.1%減少をしている。次に、249、250Pの中ほどになるけれども、5款県支出金44億5,736万2,538円であるが、前年度より1億7,808万7,432円、マイナス3.8%減少している。1節の普通交付金は、歳出の保険給付費用の財源として県から交付されるもので、前年度より1億8,223万4,528円減少しているが、2節の特別交付金は保険者努力支援分や特別調整交付金分など保健事業等の評価や保険者の特別需要などにより交付されるもので、前年度より41万4,796円ほど増加している。続いて、歳出の主なものであるが、257、258Pを御覧願う。2款の保険給付費であるが、支出済額43億2,464万3,715円は、歳出総額の72%を占めてお

り、昨年度より1億9,002万2,789円、マイナス4.2%の減少となっている。次のページを御覧願う。3款の国民健康保険事業費納付金、こちらについては平成30年度の国保制度改正後、新たな項目となっているが、15億2,675万98円は財政運営の責任主体である県から市町村ごとに示された額を納付するもので、昨年度より8,226万8,178円、5.7%増額となっている。最後になるが、次のページを御覧ください。4款保健事業費の4,919万1,175円は、前年度より302万1,889円、マイナス5.8%減少している。備考の中ほどにある湯っくり・湯ったり事業委託料は、例年1月から3月に実施をする事業であるけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により3月4日より事業を中止したこともあり、前年度より186万8,600円、延べ人数で9,333人ほどそれぞれ減少している。また、人間ドック健診事業委託料930万円は、被保険者数が減少している中、前年度より29名ほど増加し、930名であった。非常に簡単ではあるが、説明は以上である。よろしくお願ひいたす。

(質 疑)

- 上村 正朗 1つ教えてください。247、248P、1款1項国民健康保険税、不納欠損額、収入未済額合わせると1億5,000万円ぐらいになると思うのだけれども、なかなか滞納している人も多いと思うのだが、村上の場合は資格証とか短期保険証というのは出しているのだろうか。出していたら、それぞれ何人ぐらいか教えていただければと思う。
- 保健医療課長 資格証の状況であるが、令和2年8月1日現在で資格証の世帯数で94世帯、短期証の世帯数で51世帯となっている。
- 上村 正朗 資格証がかなり多い。歳入のところだから、あれだけれども、なかなか受診できないと思うけれども、大丈夫か。
- 保健医療課長 資格証、短期証とも納税相談をしっかりとやっていて、その際にどうしても医療にかかりたいというような必要性が認められるときは、特別な事情ということで短期証をお出ししている。
- 上村 正朗 大変丁寧な対応でありがたいと思う。ありがとうございます。
- 鈴木 好彦 歳入歳出ちょっと外れるのだけれども、我々これを審査する。こういう立派な資料を出していただき、審査する。でも、収入で国とか県からもお金をいただいているという性格上、国とか県にも同じものが報告されているという理解でよろしいだろうか。
- 保健医療課長 県のほうに事業報告という形で随時毎月細かい数字を報告している。それが積み重なって全体として報告になるものでないかというふうに認識はしている。
- 上村 正朗 4款1項1目保健事業費なのだが・・・
- 長谷川委員長 できればページ。
- 上村 正朗 262Pだ。人間ドックの健診事業委託料というのは、かいつまんで市民との関係で言うと、人間ドック受けるときに1万円補助してくれるという、そういう制度。
- 保健医療課長 はい、そのとおりだ。
- 上村 正朗 ありがとうございます。それで、決算だから、今後の施策について話す場ではないのだけれども、その1万円補助というのがかなり低いよね、きっと。ちょっとにわか勉強で申し訳ないけれども、40歳から74歳で助成額が1万円。五泉とかだと2万5,000円ぐらい補助しているのか。阿賀野市、新発田市、聖籠町、胎内市、田上、加茂、燕、全部村上よりもはるかに助成額が高い。それは、国保の会計のいろんな収支の状況とかでそれはしようがないと思う。しようがないというか、判断がある

- 保健医療課長 と思うけれども、低いという認識は当然おありになるだろうか。
- 保健医療課長 助成額の検討をした際に他市町村の状況も当然考えた。ただ、村上市として助成額を決定するに当たって、国保の財政運営、それが一番大事なことでないかなというところで、本市としては1万円という金額に決めさせていただいた。幸い1万円であっても、今ほど説明申し上げた被保険者数が減少しているのにもかかわらず、確実に受けている人が増えているということはあるありがたいことだなというふうに感じている。
- 上村 正朗 結論としては、国保財政をパンクさせてまで助成増やしてもしょうがないわけだから、やむを得ないと思うけれども、やっぱり本当に数万円の違いであるので、市民の方はそれ知らないものね、五泉は2万5,000円補助してくれていて村上は1万円しかないというのは。知らないからこそ苦情も出ないということもあるので、収支のバランス取るのが一番優先だと思うけれども、その中でまた今後検討していただければなと思うので、よろしく願います。以上だ。
- 鈴木 好彦 262P、ちょっと願います。6款になるか、公債費の中で説明欄に僅か519円の計上がある。現金を動かしているからなのかもしれないけれども、一時借入金利子が計上されているけれども、お金を借りるという業務が保健医療課の中で発生するというのがちょっと理解できないのだけれども、その辺の事情をお聞かせいただけるか。
- 保健医療課長 こちらについては、基金のほうについて会計課のほうで一括管理しているので、会計課のほうで国保会計についてはこのぐらいだということで連絡いただいた金額を計上しているものである。
- 鈴木 好彦 では、割当てをしたという、そういう計上なのだね。
- 保健医療課長 そうだ。
- 鈴木 好彦 それと、この特別会計の中で約60億円からのお金を扱っているのだけれども、課の中では実際現金をこういう形で動かしているという実態はあるのか、それとも全く帳簿上なのだろうか。
- 保健医療課長 金額的に給付費とかそういった伝票が、もう桁が普通の伝票、支払いのものより大きいので、金額的にはかなり大きなものを支払ったり、歳入受けたりということは認識している。ただ、現金として見ていないので、実際問題の感覚として現金を想像できるかということ、そこまでは至っていないものと認識している。
- 鈴木 一之 今ほどの保健事業経費の262Pであるけれども、コロナ関係で湯っくり・湯ったり事業の委託云々ということで、3月4日から中止ということで動きあると聞いているのだが、さきのときも今後旧村上市で行ってきた事業であって、この辺りで見直しをしていかなければならないなというような、監査報告の中にもうたわれていたのだが、今後もこの湯っくり・湯ったり事業を継続して、どんな形にしていくのか、これから考えていただくという方向であるのだろうか。そしてまた、今75歳以上の方のところにお風呂券ということで入浴券が配布されていて、その点も含めて温泉効果というところも見直ししていくことも必要なかなと思っているのだが、今後どういう方向性で考えておられるのか、もしあれだったら教えていただければと思う。
- 保健医療課長 温泉事業については、効果がないとは言えない。ただ、効果検証として費用対効果であったり、そういうものが明確でないというポピュレーションの事業であることは認識している。今国、県で求められている保健事業の中で、この事業が果たして

今後これからの医療費抑制とか医療費の適正化に資する事業であるかということについては、やはりやりながら、どの事業でもそうだけれども、検討していかなければならない事業の一つとして毎年これについて、ほかの事業も含めて十分な総合的な判断の中で検討していくべきものであるとは思っている。

鈴木 一之 その中で効果がなければ本当に事業自体も進めていかれないかもしれないけれども、これからもその点も踏まえて検討していただいて、よろしく願いいたす。

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第129号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（長谷川 孝君）休憩を宣する。
（午前11時58分）

委員長（長谷川 孝君）再開を宣する。
（午後 0時58分）

日程第9 議第130号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

保健医療課長 それでは、午前中に引き続きよろしく願いす。議第130号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてよろしく願いいたす。本特別会計における令和元年度の決算状況であるが、決算書の266、267Pになるが、歳入総額7億828万9,218円、次のページをおめくりいただき、歳出総額7億811万7,470円となり、差引き残額は17万1,748円となる。前年度と比較すると、歳入では1,366万1,836円、2.0%、歳出では2,592万7,136円、3.8%とそれぞれ増加している。それでは、増加した歳入の主なものをご説明いたす。270、271Pを御覧願う。第1款後期高齢者医療保険料、収入済額の4億9,320万9,717円は、制度改正による影響などにより前年度より2,123万3,357円増加している。次の中ほど4款繰越金1,243万7,048円は、前年度より207万4,876円増加しているが、これは平成30年度保険料の最終納付期限が4月1日であった影響で、出納閉鎖期間分の収納額が翌年度精算分として繰り越されたことによるものである。なお、繰越金のうち1,236万5,800円が令和元年度に広域連合へ過年度分として精算納付をいたしている。続いて、歳出の主なものであるが、274、275Pを御覧願う。2款後期高齢者医療広域連合納付金6億9,126万2,975円は、歳出総額の97.6%を占めている。歳入の保険料及び繰越金に含まれている過年度分保険料分のほか、保険基盤安定繰入金が充てられていて、前年度に比べ2,451万1,362円の増加となっている。最後になるが、3款保健事業費だが、418万9,465円のうち保健事業経費のうちの300万6,000円が、前ページになるが、273P、5款3項の雑入において300万6,000円が雑入で県後期高齢者医療制度特別対策補助金の交付を受けている。交付の事業は、湯ったり塾及び健康診査委託料の経費が対象となっているものである。誠に簡単ではあるが、説明は以上である。よろしく願いいたす。

（質疑）

(「なし」と呼ぶ者あり)

【討 論】

稲葉久美子 保険料が高いということを言われるし、しかもまだ国保で言えば短期資格証みたいな形になるのだろうか、その方で納入されない方もいるという状況なので、その中で保険料が高い、そして国の補助が少ないということで反対させていただく。

以上で質疑、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第130号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第131号 令和元年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを担当課長(介護高齢課長 小田正浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第131号 令和元年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。まずは、309Pの実質収支に関する調書であるが、実質収支額は1億7,794万9,000円であった。次に、279、280Pを御覧ください。収入済額の合計であるが、79億9,702万4,283円であった。次のページを御覧ください。281、282Pであるが、支出済額の合計だが、78億1,907万4,828円であった。歳入歳出差引き残額だが、1億7,794万9,455円を翌年度に繰り越しいたした。続いて、歳入の主なものをご説明いたします。283、284Pを御覧ください。1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料であるが、保険料の収入済額が15億6,862万3,878円である。不納欠損額が181万5,970円で、収入未済額が790万4,070円であった。徴収率は99.38%であった。2款の分担金及び負担金、1項1目、備考の1の配食サービス事業負担金507万300円だが、1食300円の負担金で令和元年度が1万6,901回分となる。配食サービス事業負担金の収入未済額2万5,800円だが、これ86回分の未納となる。次に、4款の国庫支出金であるが、介護給付費調整交付金、地域支援事業交付金及び保険者機能強化推進交付金といたして収入済額が18億9,974万6,614円であった。次に、285、286Pをお願いいたします。5款の支払基金交付金だが、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金といたして、収入済額が19億2,574万円であった。6款の県支出金だが、介護給付費県負担金、地域支援事業交付金として、収入済額が10億8,630万6,014円であった。次に、287、288Pをお願いする。8款の繰入金であるが、介護給付費、地域支援事業、事務費等、低所得者保険料軽減繰入として、収入済額が11億5,031万7,130円であった。5目の低所得者保険料軽減繰入金4,631万9,130円だが、平成30年度までは介護保険料の第1段階に該当する方に対して実施していたが、令和元年10月からの消費税10%の引上げに合わせ、第1段階から第3段階に該当する方まで範囲を拡大して軽減を行った。歳入は以上である。次に、歳出の主なものであるが、291、292Pを御覧ください。1款の総務費、1項1目一般管理費の備考欄の1の一般管理経費のうち、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画実態調査業務委託料192万7,500円であるが、これは村上市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の基礎資料とするため、生活や健康、介護に関する実態などをお聞きする調査を行ったものである。3年に1度調査を行っている。調査委託料については、一般会計の老人福祉費と介護保険特別会計で負担しているものである。次に、293、294P、2款の保険給付費だが、保険給付費全体では70億2,574万4,172円となり、前年度と

比較して4,358万8,735円、0.62%の増となった。なお、この保険給付費は、介護保険特別会計全体の89.85%を占めている。1項の介護サービス等諸費であるが、これは64億5,346万9,267円となった。内容については、例年どおりなので、省略させていただく。次に、295、296Pであるが、2項の介護予防サービス等諸費であるが、1億615万8,068円となった。内容については、例年どおりなので、省略させていただく。次に、299、300Pを御覧ください。3款の地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費であるが、1億772万2,650円となった。内容については、例年どおりなので、省略させていただく。次、301、302Pの2項の一般介護予防事業費であるが、1,984万4,054円となった。こちら内容は例年どおりなので、省略させていただく。次に、303P、304Pであるが、3項の包括的支援事業・任意事業費であるが、1億5,200万819円となった。内容も例年どおりなので、省略させていただく。305、306Pの8目の任意事業費であるが、備考欄の1、任意事業経費の2行目であるけれども、配食サービス事業委託料1,375万1,581円であるが、これは65歳以上の単身老人世帯等で調理が困難な要援護老人に対して配食サービスを行うと同時に安否確認を行っている事業である。次の認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減助成金であるが、836万4,858円であるけれども、平成28年度から実施したグループホームを利用する低所得者の要介護者等の経済的な負担を軽減するための家賃等の助成を行うものである。次に、紙おむつ等購入費助成費である。1,732万266円であるけれども、在宅の寝たきり老人に対し紙おむつ券を支給することにより、在宅福祉の向上を図ることを目標にしている。説明については以上である。よろしくお願ひいたします。

(質 疑)

- 上村 正朗 介護保険については、導入のとき3年間、介護保険の担当したことあるのだけでも、本当に制度が複雑怪奇になってきて、なかなか理解できなくて申し訳ない。286Pの中段ぐらいに保険者機能強化推進交付金というのがあると思うのだけれども、自立支援に何か一生懸命取り組んだ自治体に交付されるものではないかなというふうに理解しているのだけれども、何かその辺目的とか、そういう認識でよかったのか、その辺ちょっと説明いただければと思うが。
- 介護保険室副参事 今ご指摘いただいた保険者機能強化推進交付金については、現在地域支援事業の中の介護予防事業を強化するという名目になっている。保険者についても、保険者のほうで介護予防の事業を推進するというを目的に創設しているものである。
- 上村 正朗 人口割とかではなくて、何か保険者の取組の強弱によって交付金の額も変わってくるのだよね。村上は頑張っているほうなのだろうか。
- 介護保険室副参事 確かに介護予防事業以外に地域支援事業の取組について、それぞれ国のほうで評価基準というものが決まっている。その評価基準に応じて、保険者、市町村ごとに取組に応じて交付金の金額が決まる。
- 鈴木 好彦 306Pをちょっとお聞きいただきたいのだけれども、3款の3項8目か、任意事業の中で先ほど課長から配食サービスの説明受けたけれども、この要支援者の督促というか、捕捉はどのような形で行われているのか。
- 高齢者支援室副参事 配食サービスの対象者については、いろんな形で対象者として申請という形になるのだが、1つは担当するケアマネジャーさんのほうからの申請、そこからの

申請というものと・・・すまない、質問のあれが間違っていた。申し訳ない。それでは、その方々については文書による督促、催促という形でご案内をさせていただいて、お納めいただくような形を取っている。

鈴木 好彦 客観的に見て、この人はそういうサービスが必要だろうな、あるいは本人的にも必要だなというものの漏れがない、必要とする人たちが確実にそのサービスを受けられているようなシステムになっているかどうかということちょつと確認したいのだけれども、いかがだろう。自分から声上げなければそのサービスを受けられないという状況なのかどうかだ。

高齢者支援室副参事 最初にちょつとお話し申し上げたあたりなのだが、まず要介護認定受けていらっしゃるって、サービスを受けている方についてはケアマネジャーさんいるので、その方、ケアマネジャーさんを通じて申請につながる方もいらっしゃるし、あとは民生委員さんとか、あと当然うちの職員、保健師等の訪問等の中で配食サービスが必要だというふうにつながる方もいらっしゃるの、やはりそういったところで対象者を捕捉するというのだろうか、対象者を把握して申請につなげるというような形で現在取り組んでいる。

鈴木 好彦 蛇足かもしれない。皆さん一生懸命やっているのだと思うけれども、市民の中に声が上げられなくてこのサービスを受けられないという人が出ないように、ぜひ目をきっちり見張って、サービスから漏れるような人がいないようお願いする。以上だ。

上村 正朗 すまない、あと2点ほどなのだが、1点目は299Pの一番下、地域支援事業費なのだけれども、私の理解だとこれ介護保険事業計画か何かで、介護保険の特別会計の中の何%というふうにして決めて、それで地域支援事業の予算を確保するというので、市町村によってある程度裁量があるのかなと思っているのだけれども、そういう認識で間違いなかったらどうか。

介護保険室副参事 確かに介護予防・生活支援サービス事業費ということで平成28年度から総合事業ということで定められたもので、これは介護保険事業計画に基づいて、組まれているものである。

上村 正朗 計算するとざっと3.6%ぐらいかなという気がするのだけれども、そういう何か数字的に地域支援事業は3.6%みたいな、そういう決め方をするのだろうか。

介護保険室副参事 地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業費については、介護保険特別会計の何%とかというのではなくて、一番大きなところで言うと、予算書の301P、302Pを御覧いただきたいのだが、一番上のところで、一番上の総合事業の中で、いろいろ項目あるが、下から3番目までの元気応援訪問サービス事業費負担金、元気応援通所サービス事業費負担金、高額元気応援サービス費ということで、こちらの項目については、平成27年度までは介護予防給付費ということで、2款の保険給付費にあった内容が市の総合事業になったということで、こちらのほうちょっと金額が大きいものだけれども、そこに計上してある。

(何事か呼ぶ者あり)

介護保険室副参事 介護保険事業計画の中で何%取らなければいけないという縛りはない。失礼いたしました。

上村 正朗 分かった。何か最近読んだ本に何%以内みたいなのがあったような気がするのだけれども、また勉強してみたいと思うので。では、もう一つだけ。306Pの上のほうだ。生活支援体制整備事業経費の中で生活支援コーディネーター業務委託料で211万三

千何がし使っているわけだが、これは新潟市とか新発田市だと生活支援コーディネーターという人を1人配置をして、新潟市であれば各区ぐらいに1人ずつ配置をしてコーディネーターとしての業務をしていただくわけけれども、村上の場合は何かこの人に0.何人分、0.何人分みたいな感じでやっているような話をお聞きしたのだけれども、生活支援コーディネーター、ほかの自治体だけれども、何やったらいいのかよく分からないという話をご本人とか包括の人からも聞いたりもするのだけれども、その辺1人の人の人件費として置かないで、何人かに分配して、あなたの業務の0.何人分がコーディネーターの仕事だよみたいなやり方をする、取ることの意味というか、成果というか、そういうところ、現在の評価としてお聞かせいただければと思うけれども。

地域包括支援センター長 村上市の場合、生活支援体制整備事業の中の生活支援コーディネーターとなっているけれども、1層を市全体にお一人、それから2層ということで、旧、合併前町村単位でお一人ずつ生活支援コーディネーターを配置している。ほかの自治体のように専任で置けるとというのが一番望ましい形なのだろうが、なかなか専任で受けていただける受け手がいらっしやらないというところがある。そこで、1層は社会福祉協議会、2層も社会福祉協議会や、あと各地域によってはスポーツクラブのマネジャー、あとは都岐沙羅パートナーズセンターの職員さん、それからNPOの代表者の方ということでお願いしている。専属という形が一番望ましいのだろうが、皆様方ほかの業務も兼ねながらやっているというところで今のような委託の形態になっている。以上だ。

【討 論】

稲葉久美子 年金生活者なので、年金の中から介護保険料払うということも大変だ。しかし、その上に介護を使う、サービスを受けたいという時点で、本当に一つ一つ使うとなるとサービス料を払わなければならないという状況で、負担が大きいということで、受けたいサービスも受けられないという状況があるので、反対だ。

以上で質疑、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第131号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査等を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（長谷川 孝君）閉会を宣する。
（午後 1時26分）